

令和元年 5 月 県土整備委員会（所管事項説明）

令和元年 5 月 23 日（木）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時52分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（説明資料）

【報告事項】なし

折野危機管理部長

それでは、危機管理部の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

最初に、危機管理部の組織についてでございます。

お手元の説明資料の 1 ページをお開きください。

令和元年度危機管理部の組織機構の概要につきましては、記載のとおり、主管課としての危機管理政策課をはじめ、全体で、1 局、5 課、1 室、3 センターの体制となっております。

2 ページをお願いいたします。

令和元年度歳入歳出予算の総括についてでございます。

まず、一般会計につきまして、最下段計の欄の左から 2 列目に記載のとおり、令和元年度当初予算額は、総額で 37 億 3,863 万 9,000 円となっております。

さらに、三つ右隣に記載のとおり、前年度予算額に比べて、5 億 2,779 万 4,000 円の増額、率にして、前年比 116.4 パーセントとなっております。

3 ページをお願いします。

都市用水水源費負担金特別会計でございます。

最下段合計に記載のとおり 3,761 万 3,000 円を計上いたしております。

4 ページをお開きください。

まず、繰越明許費の状況についてでございます。

とくしまゼロ作戦課で 2,598 万 8,000 円、安全衛生課で 1,293 万円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

次に、債務負担行為の状況についてでございます。

消防保安課の徳島県消防防災航空隊事務所止水板設置工事請負契約につきまして、令和 2 年度に限度額 8,175 万円、安全衛生課の徳島県食肉衛生検査所空調設備改修工事請負等契約につきましては、令和 2 年度に限度額 1 億 2,329 万 3,000 円の債務負担行為を設定いたしております。

5 ページをお願いいたします。

危機管理部の重点事業についてでございます。

施策全体を大きく4本の柱で構成し、各施策を推進することとしております。

まず、第1、大規模災害からの「創造的な復旧・復興」についてでございます。

1、復興プロセスの可視化では、（1）事前復興の推進として、アの徳島県復興指針を策定するとともに、イの事前復興（事前準備）ロードマップを作成する市町村を支援してまいります。

中段の2、応援・受援体制の確立では、（1）徳島県災害マネジメント総括支援員制度による体制整備として、被災市町村の災害マネジメントを総括的に支援できる人材の養成や、（2）災害対応の標準化では、発災前後の自治体間の災害対応業務を時間軸により整理した災害対応フローを策定いたします。

6ページをお願いいたします。

第2、県土強^{じん}靱化の推進では、1、災害対応力の強化として、（1）徳島県国^{じん}土強靱化地域計画の改定や、（2）「とくしまゼロ作戦」の推進として、南海トラフ巨大地震等における「死者ゼロ」の実現及びあらゆる災害における被害の最小化を図るため、市町村等が実施する防災・減災対策に対し、きめ細やかな支援を行います。

7ページをお願いいたします。

（7）消防広域化の推進では、住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実及び消防体制の基盤強化を図るため、市町村の意見や地域の特性等を踏まえながら、消防の広域化を推進してまいります。

中段の2、地域防災力の強化でございます。

（1）消防団の活性化では、学生や女性、消防団OB等、多様な人材の活用による団員の確保や、経済団体との連携による環境づくりを支援してまいります。

8ページをお願いいたします。

（5）防災館の活用では、県南部・県西部の防災拠点である、南部防災館及び西部防災館において、平時・災害時のリバーシブルな活用を推進してまいります。

続きまして、3、危機事象への対応についてでございます。

（1）危機管理体制の確保では、あらゆる危機事象に対応するため、各種訓練を通じた初動対応や全庁を挙げた対応体制を確立してまいります。

9ページをお願いいたします。

第3、消費者庁等と連携した新次元の消費者行政・消費者教育「徳島モデル」の実装でございます。

1、新次元の消費者行政・消費者教育の浸透と定着では、（1）相談体制の充実・強化として、核となる県消費者情報センターの体制強化を図り、市町村消費生活センターとの連携・支援体制を充実するとともに、県下全域の消費者相談機能のレベルアップを図ってまいります。

（2）消費者教育の推進では、アの成年年齢の引下げに伴う若年者への消費者教育として、小学生向け教材やハンドブック等を作成し、消費者教育の充実を図ってまいります。

10ページをお願いいたします。

2、消費者庁等と連携したプロジェクトの全国展開と世界発信でございます。

（1）プロジェクトの全国展開では、消費者行政新未来創造プロジェクトの成果である

徳島モデルを全国展開するためのシンポジウムをはじめとするイベントや、(2)「G20消費者政策国際会合」の徳島開催では、本年9月5日と6日に消費者庁との共催により、本県の先進的な取組を世界へ発信してまいります。

最後に、第4、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現についてでございます。

1、食の安全安心の実現では、(1)食品衛生管理の向上として、アのHACCPアドバイザーの育成や相談窓口の設置により、中小規模事業者のHACCP導入に向けた支援を強化してまいります。

11ページをお願いします。

(2)食品表示の適正化では、ウの食品の産地偽装等を抑止するため、とくしま食品表示Gメンの県内外での監視活動やインターネットで流通する健康食品の虚偽誇大広告の監視を行います。

また、エの消費者目線での食品表示監視を強化するため、モバイル端末を活用した食品情報システムによる関係者間の連携強化と処理の迅速化を図ります。

中段の2、安全安心な生活環境の実現でございます。

(1)生活衛生関係営業の発展では、アの理容業、美容業、クリーニング業など生活衛生関係事業者の衛生水準の向上や業界の健全な振興に対して支援を行ってまいります。

(2)水道の基盤強化等の促進では、アの水道事業者に対し、経営基盤強化や施設の強^{じん}靱化を促進するため、国の補助金・交付金制度の有効活用や広域連携の取組に助言・指導を行ってまいります。

12ページをお願いします。

(3)交通事故対策の推進では、アの高齢者の交通事故防止対策として、夜間の反射材着用の推進、体験型交通安全教室でのサポートカー乗車体験講習、運転免許自主返納者サポート事業を拡充いたします。

また、エの自転車の交通事故防止対策として、県立高校の新入生を対象とした自転車点検カルテを活用し、保護者も含めた啓発等を推進してまいります。

3、人と動物の共存社会の実現でございます。

(1)動物愛護の推進として、アの譲渡交流拠点施設きずなの里において、地域で活躍するボランティアリーダーの育成やボランティアと連携した譲渡の推進により、助けられる犬・猫の殺処分ゼロを目指します。

また、エの災害救助犬の活動支援と継続訓練を実施するとともに、新たな災害救助犬等を育成します。

引き続き、個別の所管事務につきまして、それぞれの担当者から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

坂東危機管理部次長

危機管理政策課長の坂東でございます。

それでは、危機管理政策課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の15ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

危機管理政策課は、政策調整担当、事前復興担当及び危機管理担当の3担当から構成さ

れており、職員総数は兼務・派遣を含め28名となっております。

16ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

17ページを御覧ください。

令和元年度歳入歳出予算でございます。

一般会計におきまして、当課の令和元年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり14億8,637万円となっております。さらに、三つ右隣に記載のとおり、前年度予算額に比べて4,683万円の増額、率にして、前年比103.3パーセントとなっております。

この主な要因といたしましては、防災総務費における徳島県復興指針の策定、徳島県災害マネジメント総括支援員の養成などに要する経費の増額でございます。

18ページをお開きください。

当課の重点事業についてでございます。

まず、大規模災害からの「創造的な復旧・復興」についてであります。

①事前復興の推進として、大規模災害からの速やかな復旧・復興を実現するため、徳島県復興指針を策定いたします。

②応援・受援体制の確立では、徳島県災害マネジメント総括支援員等の養成や市町村の受援対応研修などを実施してまいります。

次に、危機管理体制の充実でございます。

徳島県危機管理対応指針に基づき、全庁を挙げた危機管理対応を行うとともに、各種災害・危機事象に係る確実な情報提供を行います。

以上で、危機管理政策課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

菊地とくしまゼロ作戦課長

とくしまゼロ作戦課長の菊地でございます。

それでは、とくしまゼロ作戦課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の21ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

とくしまゼロ作戦課は、防災担当、ゼロ作戦担当及び防災連携担当の3担当から構成されており、併任・兼務職員を含め、職員総数は21名となっております。

22ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

23ページを御覧ください。

令和元年度歳入歳出予算でございます。

一般会計におきまして、当課の令和元年度当初予算額は、最下段計の2列目に記載のとおり8億2,810万9,000円となっております。さらに、三つ右に記載のとおり、前年度予算額に比べて3億3,144万6,000円、率にして、前年比166.7パーセントとなっております。

この主な要因といたしましては、自然災害による被災者への支援を目的として、全国の都道府県が相互扶助の観点から共同設置した被災者生活再建支援基金に対する追加拠出によるものでございます。

24ページをお開きください。

繰越明許費の状況についてでございます。

防災総務費の進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業において2,598万8,000円の繰越枠を御承認いただいているところであります。

続きまして、当課の重点事業についてでございます。

まず、県土強^{じん}靱化の推進では、①徳島県国土強^{じん}靱化地域計画の改定として、あらゆる大規模災害の脅威から、県民の命や財産、生業を守る強さと速やかに適応できるしなやかさを備えた強^{じん}靱な県土づくりを推進するため、国の国土強^{じん}靱化基本計画と整合を図りつつ、本計画の改定を行います。

②「とくしまゼロ作戦」の推進では、南海トラフ巨大地震等における死者ゼロの実現及びあらゆる災害における被害の最小化を図るため、市町村等が実施する防災・減災対策に対し、きめ細やかな支援を行います。

25ページを御覧ください。

③「臨時情報」を活用した防災対応の推進では、徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針を踏まえた臨時情報に対応した、防災体制の整備を行います。

④戦略的災害医療プロジェクトの推進では、災害関連死をはじめとした防ぎ得た死をなくすため、平時と災害時とのつなぎ目のない、災害医療体制の連携強化を図ります。

⑤被災者生活再建支援制度の安定運用では、大規模自然災害発生時に被災者の生活再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興のため、都道府県が相互扶助の観点から積み立てた基金へ拠出します。

（2）地域防災力の強化では、南海トラフ巨大地震など大規模複合災害を迎え撃つため、自助、共助、公助が連携し、地域防災力の向上を図ります。

以上で、とくしまゼロ作戦課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いたします。

佐藤消防保安課長

消防保安課長の佐藤でございます。

それでは、消防保安課の所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

27ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

消防保安課は、消防担当、航空消防防災担当及び保安担当の3担当から構成されており、職員総数は20名となっております。

28ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

29ページを御覧ください。

令和元年度歳入歳出予算でございます。

一般会計におきまして、当課の令和元年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり2億5,011万円となっております。さらに、三つ右隣に記載のとおり、前年度予算額に比べて504万3,000円の減額、率にして、前年比98パーセントとなっております。

この主な要因は、那賀町におけるへり燃料貯蔵庫の整備完了及び公用車の更新費用など

でございます。

30ページをお開きください。

債務負担行為の状況についてでございます。

徳島県消防防災航空隊事務所止水板設置工事請負契約につきましては、消防防災航空隊事務所の津波浸水対策工事を行うものでありまして、限度額8,175万円の債務負担行為を設定いたしております。

次に、当課の重点事業についてでございます。

まず、（1）災害対応力の強化につきましては、①市町村の意見や地域の特性等を踏まえながら、消防の広域化を推進いたします。

また、②救急体制の充実を図るとともに、③消防防災ヘリコプターの運航体制の強化として、的確な運航管理を実施いたします。

さらに、④消防広域応援体制の強化として、緊急消防援助隊の装備の充実に努めるとともに、実践的な訓練を実施してまいります。

31ページを御覧ください。

（2）地域防災力の強化につきましては、①火災予防の啓発として、様々な機会を通じて啓発を行ってまいります。

また、②消防団の活性化として、学生や女性、消防団OB等の多様な人材を活用した消防団員の確保や、経済団体との連携による消防団支援の環境づくりを推進いたします。

さらに、③として本県で3回目となる少年消防クラブ交流会全国大会を開催し、未来の消防団員を育成してまいります。

続く、（3）危険物等の安全確保につきましては、各種規制を適正に行うとともに、事業者や関係団体の自主的な保安活動を促進し、災害の未然防止、公共の安全確保を図ってまいります。

以上で、消防保安課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

谷口防災人材育成センター所長

防災人材育成センター所長の谷口でございます。

それでは、防災人材育成センターの所管事務につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の説明資料の33ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

防災人材育成センターは、啓発・人材育成担当及び消防学校担当の2担当から構成されており、職員総数は兼務を含めまして14名となっております。

34ページをお開きください。

当センターの事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

35ページを御覧ください。

当センターの重点事業についてでございます。

（1）地域防災力の強化についてであります。

それぞれに記載のとおり、ア、避難所における良好な生活環境を確保するため、健康被害対策に重点を置いた避難所運営訓練を実施するとともに、自主防災組織や地域の様々な

主体による避難所運営を促進するため、市町村による運営体制の構築を支援します。

イ、県民が様々な場所や立場で防災活動に取り組めるよう、地域の防災リーダーとなる人材を育成するとともに、学校・地域における防災生涯学習を推進いたします。

ウ、県民、事業者、行政が一体となる、とくしま地震防災県民会議を核として、地震・津波を迎え撃つ県民運動を展開するため、とくしま防災フェスタの開催やFCP（家族継続計画）の普及促進に取り組みます。

さらには、エ、消防職員・消防団員が安全かつ的確に業務を遂行するため、必要となる技術や知識に係る教育訓練を行います。

以上で、防災人材育成センターの所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

勝間消費者くらし政策課長

消費者くらし政策課長の勝間でございます。

それでは、消費者くらし政策課及び消費生活創造室の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の37ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

消費者くらし政策課につきましては、三つの担当、消費生活創造室につきましては、一つの担当から構成されており、職員総数は併任及び兼務を含めまして56名となっております。

38ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

39ページを御覧ください。

令和元年度歳入歳出予算でございます。

一般会計の当課の予算額の総額でございますが、最下段の計の2列目に記載のとおり、3億6,401万円となっております、さらに、三つ右隣に記載のとおり、前年度予算額と比較いたしますと8,167万3,000円の増額、率にして、前年比128.9パーセントとなっております。

この増加要因といたしましては、G20消費者政策国際会合の徳島開催に要する経費などによる増額によるものでございます。

40ページをお開きください。

続きまして、当課の重点事業についてでございます。

（1）新次元の消費者行政・消費者教育の浸透・定着及び消費者庁等の徳島への全面的移転の促進につきましては、①ライフステージに応じた消費者教育の充実として、アの消費者情報センターの運営や市町村の相談対応力の向上等を図ります。

イの若者や高齢者等の消費者被害の防止を図るため、啓発や見守り人材の育成を通じましたライフステージに応じた消費者教育を推進いたします。

②消費者庁等と連携するプロジェクトの全国展開と世界発信につきましては、アとしてプロジェクトの浸透と定着を図り、成果である徳島モデルを全国展開いたしますとともに、イとして、消費者庁との共催によるG20消費者政策国際会合におきまして、世界へ発

信じてまいりたいと考えております。

（２）交通事故防止対策の推進につきましては、県民の交通安全意識の高揚を図るため、県民総ぐるみによる交通安全運動を通じまして、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進いたします。

以上で、消費者くらし政策課及び消費生活創造室の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

山本安全衛生課長

安全衛生課長の山本でございます。

それでは、安全衛生課の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の43ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

安全衛生課は、H A C C P 食品安全担当、水道・生活衛生担当及び食品表示企画担当の3担当から構成されており、職員総数は兼務を含めまして27名となっております。

44ページをお開きください。

当課の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

46ページをお開きください。

令和元年度歳入歳出予算でございます。

一般会計におきまして、当課の令和元年度当初予算額は、最下段の計の2列目に記載のとおり8億1,004万円となっております。さらに、三つ右隣に記載のとおり、前年度予算額に比べて7,288万8,000円の増額、率にして、前年比109.9パーセントとなっております。

この主な要因といたしましては、市町村が行う水道施設の耐震化や老朽化対策を支援する生活基盤施設耐震化等交付金の増額などがございます。

47ページを御覧ください。

都市用水水源費負担金特別会計の令和元年度当初予算額は3,761万3,000円となっております。

続いて、繰越明許費の状況についてでございます。

市が実施する水道施設の耐震化や老朽化対策を支援する上水道施設整備管理指導費として1,293万円の繰越枠の御承認を頂いているところであります。

48ページをお開きください。

徳島県食肉衛生検査所空調設備改修工事請負等契約につきましては、食肉衛生検査所の空調設備の改修工事であり、令和2年度に、限度額1億2,329万3,000円の債務負担行為を設定いたしております。

次に、当課の重点事業についてでございます。

（１）食の安全安心の実現についてであります。

まず、①食の安全安心の確保・推進については、アに記載のとおり、衛生管理におけるH A C C Pの制度化に対応するため、H A C C Pアドバイザーや相談窓口を設置するとともに、食中毒事故の未然防止と食品の安全対策の推進などを実施してまいります。

49ページを御覧ください。

②食品表示の適正化・理解の促進では、監視指導体制の強化や食品表示監視ネットワークによる情報共有・処理の迅速化を図ります。

また、ウの消費者行政新未来創造オフィスとの連携プロジェクト、栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育で開発された教育媒体等を活用し、関係団体と連携した消費者教育を推進します。

（２）安全安心な生活環境の実現につきましては、アに記載のとおり、市町村と連携し、地域の実情に応じた水道事業の発展的広域化を推進し、水道事業者の運営基盤強化を図ります。

また、生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び業界の健全な振興を図り、県民の生活衛生の向上に努めます。

以上で、安全衛生課の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

大石食肉衛生検査所長

食肉衛生検査所長の石大石でございます。

それでは、食肉衛生検査所の所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の51ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

食肉衛生検査所は、企画総務担当、検査・HACCP推進担当、試験検査担当の3担当と西部支所から構成されており、職員総数は兼務を含めまして34名となっております。

52ページをお開きください。

当所の事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

53ページを御覧ください。

当所の重点事業は、「食肉、食鳥肉」の安全・安心の確保でございます。

アに記載のとおり、食肉及び食鳥肉の安全性を確保するため、人獣共通感染症の排除を行うとともに、と畜場及び食鳥処理場における微生物汚染調査や残留動物性医薬品検査、処理施設の監視指導を実施します。

さらに、イに記載のとおり、と畜場及び食鳥処理場におけるHACCPシステムの導入により衛生管理の高度化を推進し、食肉・食鳥肉に起因する食中毒の発生防止を図るとともに、徳島県HACCP認証制度の普及・浸透を通じ、安全性を付加価値とした県産食肉・食鳥肉の安全・安心ブランドの確立を図ります。

以上で、食肉衛生検査所の所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

坂東動物愛護管理センター所長

動物愛護管理センター所長の坂東でございます。

それでは、動物愛護管理センターの所管事務につきまして、御説明申し上げます。

お手元の説明資料の55ページをお開きください。

まず、組織図でございます。

当センターは、企画衛生担当及び愛護管理担当の2担当から構成されており、職員総数

は兼務を含めまして9名となっております。

56ページをお開きください。

当センターの事務分掌につきましては、記載のとおりでございます。

57ページを御覧ください。

当センターの重点事業についてでございます。

（1）人と動物が共に暮らせる「うるおいと喜び」のある地域づくりについてであります。

助けられる犬・猫殺処分ゼロの実現のため、ボランティアの人材育成や関連団体との連係を通じ、犬・猫の譲渡の推進とともに災害時における動物救護対策を推進します。

まず、ア、徳島県動物愛護管理推進計画に基づき、動物愛護思想の普及啓発を推進するとともに、狂犬病をはじめとする動物由来感染症の発生予防及びまん延防止を図ります。

具体的には、平成30年4月より供用開始となりました、イの譲渡交流拠点施設きずなの里を拠点とし、ボランティアや団体等との連係による県際間譲渡を進めるとともに、市町村主体の不妊去勢事業などを推進します。

さらに、ウ、当センターに収容された犬の中から災害救助犬やセラピードッグ等を育成し、その譲渡や技能維持のための、継続した訓練を実施するとともに、エの大規模災害に備えた、ペットの同行避難訓練等を実施してまいります。

以上で、動物愛護管理センターの所管事務についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

折野危機管理部長

危機管理部からの報告事項はございません。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

岡委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古川委員

先日、徳島市末広地域で石油タンクが爆発したという事故がありました。

近隣の住民の方、大変大きな揺れがあって強い不安感を持っていますので、原因の究明、また、再発防止策をしっかりと進めてほしいと思っておりますが、簡単に事故の概要を説明してください。

佐藤消防保安課長

5月16日の屋外タンク貯蔵所の爆発事故の概要について御質問を頂きました。

5月16日の午前7時40分頃、徳島市末広1丁目の徳島石油株式会社末広油槽^{そう}におきまして、灯油が入っている498キロリットルの屋外タンクに、油槽所^{そう}近くの新町川岸壁からタンカー^{そう}を接岸いたしまして、地下パイプを通して油槽所に燃料を送る作業を実施しており

ました。

ガソリンを送る作業を終えた後に、灯油を送り始めたところ爆発したということでございます。人的、物的被害はございませんで、徳島市消防局等の消火活動によりまして、午前9時25分に鎮火いたしました。

警察や消防は、現場から約100メートルの住民、事業所の方々に避難を呼び掛けたところでございます。

古川委員

石油タンクが爆発したということですが、タンクの設置や管理運営に関する法的な規制はございますか。

佐藤消防保安課長

タンクの設置基準や法的な規制の話でございますが、基本的にタンクにつきましては、消防法に基づきまして、保安距離、保安対象物からタンクまでの距離、例えば、隣接する住居の場合でしたら10メートル以上離さなければいけない。また、多数の人を収容する施設、病院や社会福祉施設でしたら30メートル以上、また、重要文化財等の場合は50メートルなど、そういった基準に基づいて一定の距離を離さなければいけない。

また、その敷地内におきましても、タンクの配置につきまして、消火活動等の妨げにならないように一定の距離を置かなければいけないという保安基準が設けられております。

あわせてタンク自体の構造につきましても、一定の基準が設けられておりまして、そういった基準につきましては、所管する市町村の消防本部が計画書の提出を受け、設計の段階で審査し、許可することになっています。

許可を受けた事業者は工事を施工いたしまして、工事完了後に更に消防本部の現場の完成検査を受けて、それ以後タンクを使用することができる段階になるということでございます。

古川委員

分かりました。タンクが古い。いつ許可になったものなのか。あと、今の原因究明の状況を教えてもらいますか。

佐藤消防保安課長

今回、爆発を起こしましたタンクにつきましては、昭和48年7月31日に徳島市が許可を出しまして、同年10月18日に完成検査を終えて供用を開始しております。

原因の究明につきましては、現時点では調査中ということでございます。実は先週の17日金曜日から19日の日曜日の3日間、消防庁の消防研究センターから6名が来県いたしまして、徳島市消防局、更に県警察と合同で事故調査に当たっておりますが、まだ原因究明にはしばらく時間を要すると伺っております。

原因究明される時期については、現時点ではまだ分からないということでございます。

古川委員

消防庁も来て調べているが、まだはっきりと分からない。時間が掛かるということで、分かりました。

今後の原因究明の後に、再発防止策も検討されると思いますが、今後県としてどのように関わっていくのか、どのように再発防止を図っていくのか教えてもらえますか。

佐藤消防保安課長

今回の事故を受けまして県といたしましては、まず県内の消防本部に対しまして、必要に応じ緊急立入検査を実施するなど、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の保安確保の徹底について通知いたしました。

さらに、先ほど申しました今後の原因調査の結果を受けまして、再発防止に向け指導すべき事項や留意すべき点がありましたら、指導監督する消防本部、また取扱事業者に対しましてもしっかりと指導してまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。消防庁や市の消防局と情報交換を密にして、県警も含めて連携しながらしっかりと再発防止対策をとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

山田委員

所管説明ということで、全体的なことをまず聞きたいのですが、全国知事会から、令和の時代における新たな日本の創生に向けた提言として10項目出されています。

その中の2番目に大規模災害からの早期の復旧・復興と防災・減災対策という項目が入っている。この簡単な説明と徳島県では特にこの点がという点があれば御説明いただけますか。

坂東危機管理部次長

全国知事会からの提言ということでございますが、徳島県としての重要な点としまして、まず全国的にそうですが、県土強^{じん}靱化についての施策の推進ということになります。

そして徳島としては、事前復興を今回新たに打ち出しております。これまではどちらかという防災・減災というものは発災した後の対策、そしてその発災に備える応急のものとなっているのですが、事前復興については、単に応急の対策だけではなく、その後の復旧・復興に関してそれを事前に取り入れていく。被災イメージを事前に行行政だけでなく地域住民まで含めてイメージを共有して、それを取り入れていく。これはハード・ソフトいずれに関しましても取り組んでいくということで、我々としては進めております。

山田委員

これについても、全国知事会のことも踏まえ、6月議会から質問していきたいと思えます。

それと、昨年7月の西日本豪雨で自治体が出す防災情報が、住民の避難に結び付いていなかったという反省から、3月に国の指針が変わって豪雨情報を5段階で発信する。県の豪雨災害時避難行動促進指針についても改定するという状況が報道されていますが、いよ

いよこれから豪雨災害が待ったなしの状況で、もちろん南海トラフ巨大地震対策等は必要ですが、これについてはどういう状況になっているのか、中身も含めて御説明いただけますか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

徳島県豪雨災害時避難行動促進指針の関係について御質問を頂きました。

昨年7月豪雨を受けまして、御質問のとおり国が避難勧告に関するガイドラインを改定したところでございます。

県といたしましては、平成31年4月に豪雨災害時避難行動の検討会議を開催いたしまして、県からの改定の視点などを説明し、各委員から御意見を頂いたところでございます。

今後、徳島県豪雨災害時避難行動促進指針の改定に当たっては、警戒レベルを用いて居住者が取るべき行動が直感的に分かるように情報提供を行うことなど、検討会を開催して、指針の改定を行ってまいりたいと考えております。

山田委員

指針を5段階に分けてということ、そこら辺を丁寧に説明してほしいのと、5月中に委員会や会合をやって6月に一応まとめる、回答を目指すというスケジュールも報道されているわけです。その状況も含めて御説明いただけますか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

まず、避難勧告に関するガイドラインの説明ということですが、警戒レベルを5段階に分けて、例えば警戒レベル5であれば、まず住民の方々は命を守る最善の行動を取るべきだということ、災害時の避難を住民に知らせるようにしております。

警戒レベル4であれば避難、警戒レベル3であれば高齢者などは避難をすると5段階に分けてやっているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、第2回の検討会議を速やかに開催しまして、徳島県豪雨災害時避難行動促進指針の改定に向けて進めてまいりたいと思っております。

山田委員

もう1点だけ確認ですが、徳島県豪雨災害時避難行動促進指針の改定スケジュールですが、5月中の第2回の委員会をやられて、議会にお知らせしていただけるのはいつ頃の時期になるのか。

7月の豪雨災害を受けてのいろいろな見直しなので、一定のスピード感が当然いると思いますが、その点で例えば6月の事前委員会に示されるものなのかどうかも含めて御答弁いただけますか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

今後のスケジュールということでございますが、繰り返しになって恐縮ですが、今後、第2回の検討会議を開いてその中で御議論を頂いて、今後の議会への報告など検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

金井危機管理部副部長

担当課長が申しましたように、徳島県豪雨災害時避難行動促進指針の改定につきまして、第2回の検討会議を速やかに開催しまして、委員の意見でまとまるかどうかというのもあるのですが、まとまるようであれば6月議会で示せるように頑張りたいと思っております。

山田委員

委員の意見、もちろん重視してやらないといけないが、7月の西日本豪雨を受けてのことなので、住民の皆さんに急いで周知して徹底することから、急いでばかりではいけないが、しかし急ぐという要素もあるので6月議会にはきちんとそういう形で成果物を示していただきたいと要望して終わります。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時37分）